

別表第十五 建設工事等に伴い発生する汚水の基準(第六十一条関係)

項目	基準値
一 外観	異常な着色又は発泡が認められないこと。
二 水素イオン濃度(水素指数)	五・八以上八・六以下
三 浮遊物質量(単位 一リットルにつきミリグラム)	一二〇
四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍油類含有量)(単位 一リットルにつきミリグラム)	五

備考 基準の検定方法は、条例別表第七 四の部(二)の款アの表の備考三に定める方法による。